

アジア局長

中江次長

大森参事官

北東アジア課長

主席事務官

鄭琪永釜山霊園理事長の来訪(遺骨問題)

49. 4. 1.

北東アジア課

財団法人釜山霊園の理事長鄭琪永氏は、4月

1日 ~~来訪し~~ 来訪し遺骨問題について宮下に述

べたところ下記のとおり。なお同氏は昭和19年

東大学生の頃学徒動員員により中国大陸へ行った

ことがあり、韓国人で学徒動員を支援者の組織である

1.20同志会(会長具泰会 和無任所長官)の役員で

（厚生省保管中）

~~昭和~~ 昭和46年11月 旧軍人軍属等韓国人遺

骨のうち246柱を遺族代表として引取った責任者である旨自己紹介した。

記

1. 私は、昭和46年11月20に日本政府から戦没した韓国人の遺骨246柱を釜山で奉還をうけた責任者であるが、その後各種の事情により残りの遺骨が返還されな...ま...になってしまった。今度韓<sup>韓</sup>国側によりやく遺骨を受取る態勢が整った。また、そもそも韓国人遺骨の返還について

従来  
韓国側 ~~は~~ 消極的 ~~な理由から~~ であり

この時期に極めて積極的になったのは次のような理由からである。

(1) 李厚洛は以前から、在韓の日本人遺骨は

韓国内に慰霊碑をたて、一方在日

韓国人遺骨も日本に慰霊碑をたてて解決

する案を主張した(昭45年2月2日 金山大使宛

来電 第106号 にこの事情が拿せられた)が、この

企ての失敗のため、その後は遺骨の返還に

は否定的な態度をとりつづけていたが、同年12月

の政変により彼が野に下り、12月4日に返還

についての方針が決定されたことである。

(2) 第2は韓国政府の財政的配慮が考之

(1975年)

れられた。日韓の請求権協定は来年10年目

(この実施は)

となり、削減が打ち切られる。しかし韓国国内の

戦没者の補償等に関する立法措置が

韓国

不備のため、遺骨の返還後、政府から遺族

への補償が未だの状態にある。日本からの経

済的支援へのアプローチは ~~対話による~~ 産業

を建設する方面に便せられたい。元来請

本邦の代償と見らるる援助金は、遺族補償

等に便せられるが筋であり、~~これ~~この意味で、今年

（日本からの援助金を以て）

の9月頃を目途に戦没者の補償（その他の清

本邦内題を含む）を行なう立法措置を行なうこと

が、去年12月に決った。その場合、遺骨の引取

りにつき、状態が必要とある。若し9月立法化

の執行方針がなされれば、遺骨返還の強力な

動きは生れられたであろう。

(3) この時期に、ようやく遺族の返還要請の

声も高くなり、近い将来政治的圧力となる

この予想をこれに基つた

2. 遺骨問題に關する韓国側の動きとしては、

前述の<sup>48年</sup>12月4日<sup>方針</sup>の決定後、49年1月25日に

國務會議で方針を認められ、私に民間ペ-

スで入手していた遺骨リストを新聞に発表するに

は日本から正式にリストをとりよせて、ヤル新

聞に公表し、表面上は政府が引取りにせし

ているが、実際は246柱<sup>10</sup>と同様釜山靈園

におさめた。私の方で管理することに~~する~~

~~府から委託~~ 49年3月18日現在 896



できれば日本の実務担当者に直にとりかか...

(1) 一日も早く遺骨が帰国できるような措置に欲しい。

(2) 南北の問題に関連して、北出身者の遺骨の遺族に関する審査は現在46柱あり、<sup>判明している</sup>

~~日本~~日本の厚生省が審査に欲しいが、850

柱の韓国出身の遺骨の遺族の審査は、  
大変時間を要する中で、遺族の判明しない

韓国出身者遺骨と合せて、一括韓国政府に

返してもいい。 ~~韓国政府~~



3) 此の問題もあつて、日本側の即心配

すつのもごもつともあつたが、日本の国内法で

これを解決するのは矛盾がある。このうちは、死んだ

人は元日本人だったかも知れないが、戦後は

韓国人になったからである。政治的

問題を介入するのは人道的見地から一日も早く

解決するべきである。

1月27日

3. (当方の3の質問等に断片的に ~~返答した~~)

(1) 韓国政府は遺族への埋葬費は韓国政

2月の

府が出す旨を国会の外務委員会に述べた。

これは 浦項製鉄所の 株券の形に 渡され

ることが出来る。

(2) 先年受領した 遺骨は 全部 遺族に 渡した。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

浦項製鉄所

[Redacted text block]

(3)

[Redacted text block]

(4) 厚生省調査課の小沢事務官に先日説明

した。奉還の要領は前例のとおりがよいであろう。

細部については政府内の交渉がまじりながら、改めて

話しあいたい。

(5) 韓国政府は政府バスと磨霊祭を考慮お

り、費用等については私に問合せがあった。